

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 6月 4日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	
1	1号機	タービン建屋地下1階復水器過装置計装ラック廻り床において、ラックと床の境目の亀裂部に浸透水と思われる水溜り(汚染なし)が認められたため、当該箇所を点検・修理。	GIII	
2	2号機	非常用ディーゼル発電設備(A)2次冷却水潤滑油冷却器排水弁において、排水不良(弁を開いても排水されない)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	
3	3号機	換気空調補機冷却系低温用冷水ポンプ(B)入口圧力計において、圧力計本体の振動に伴う指示値の変動(圧力計を手で押さえると指示値の変動が止まる)が認められたため、当該原因を調査・対応検討。	GIII	